

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 盛岡地区職員公舎管理業務 一式
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書の盛岡地区職員公舎一覧表のとおり

## 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月24日（金）午後2時30分
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県庁地階管財課会議室

## 3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、盛岡市に主たる営業所を有していること。
- (3) 集合住宅を管理している実績を平成30年1月1日以降、12か月以上継続して履行した実績を有すること。
- (4) 入札日現在で、上記営業所に1級又は2級建築士の有資格者が1名以上常勤していること。
- (5) 入札日現在で、上記営業所に防火管理者になり得る有資格者（甲種防火管理者）が1名以上常勤していること。
- (6) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団（同法同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの期間に、措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

## 4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を、入札執行の当日に岩手県庁1階出納局会計課に納付し、領収書を受領すること。  
ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

## 5 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、この公告に示した競争参加者資格を有することを証明する書類として入札説明書に示す書類を令和5年3月14日(火)午後5時までに6の場所に提出しなければならない。  
なお、入札参加希望者は提出した書類について知事から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。  
また、当該書類の補足、補正は、令和5年3月15日(水)午後5時まで認める。  
入札参加者は、入札説明書(仕様書及び別紙業務委託契約書案を含む。)を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 申請書及び関係書類は岩手県総務部管財課において審査するものとし、入札参加資格を有する者と認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

## 6 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所

入札説明書は、岩手県総務部管財課のホームページのほか岩手県総務部管財課で配付する。

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県総務部管財課公共施設マネジメント担当

TEL 019-629-5117

FAX 019-629-5139

## 7 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に関して質問がある場合は、令和5年3月8日(水)までに書面により岩手県総務部管財課総括課長まで申し出ることができる。

この疑義に対する回答は、管財課内において令和5年3月13日(月)まで回答書を閲覧に供して行う。

## 8 入札の方法

- (1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 郵送やファックス等による入札書の提出は認めない。
- (3) 入札に関する詳細は、入札説明書によること。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効  
この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 入札手続の停止  
令和5年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件入札手続について停止の措置を行うことがある。
- (5) その他  
詳細は、入札説明書による。  
なお、入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することはできないものとする。

## 10 照会先

岩手県総務部管財課公共施設マネジメント担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL 019-629-5117

FAX 019-629-5139